

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成23年8月11日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

祖師谷通り(駅南側)の道路拡幅整備及び祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区の地区計画策定に向けた方針案策定業務委託

#### (2) 業務内容

本業務は、祖師谷通り(駅南側)の地域活性化、防災上の安全性確保、ユニバーサルの視点から、魅力ある商店街の演出 災害時に一般車の停車がある中で緊急車両が通行できること 高齢者、障害者も安全に買物ができることを目標に、具体的かつ実現可能な道路拡幅整備の方針案(以下、「道路整備方針案」と言う。)を策定するものである。方針案は「祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区地区街づくり計画」の基準に合致するとともに、関係権利者の要望との整合性を図るものとする。

本業務は、原則として、祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区地区街づくり計画の規制内容を踏襲した内容の地区計画策定に向けた方針案(以下、「地区計画策定方針案」と言う)を策定するものである。

#### (3) 履行期限

契約の日から平成24年3月16日(金)まで

### 2 参加資格

次の要件を満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。
- (4) 平成18年度以降に、住民参加型の会議(意見交換会、ワークショップなど)を運営した実績があること。
- (5) 平成18年度以降に、地区計画又は地区街づくりの計画策定に係る業務実績を有すること。

### 3 企画提案書の提出者を選考するための基準

本件では、企画提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

#### 4 提案書を特定するための評価基準

企画提案書を特定するための評価基準は以下の通りとする。なお、(1)(3)につき書類審査を実施し、4社を選定する。その後、(2)(3)につき面接審査を行い、書類審査と面接審査を総合的に評価して選定する。

##### (1) 予定技術者の経歴と業務実施体制【書類審査】

- 資格要件（技術者資格、その専門分野の内容）
- 専門技術力（当該部門従事期間及び同種・類似業務の実績）
- 専任性（手持ち業務量）
- 実施体制の的確性（予定技術者の動員計画）

##### (2) 予定技術者の取組み姿勢等【面接審査】

- 専門技術力の確認
- 地域精通度
- 取組み意欲
- コミュニケーション能力

##### (3) 企画提案書【書類審査及び面接審査】

- 業務内容の理解度
- 実施方針の的確性
- 実施手法の有効性
- 委託予定額と作業量の整合性
- 工程計画の的確性

#### 5 手続等

##### (1) 担当部課

- 〒157-8501 世田谷区成城6-2-1
- 世田谷区砧総合支所街づくり課 担当：宮戸、名和、桐生
- 電話：03-3482-2594 / FAX：03-3482-1471

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ア 期間： 平成23年8月11日（木）～8月22日（月）  
（土日を除く、9時から12時及び13時から17時）
- イ 場所： 世田谷区砧総合支所街づくり課窓口  
（説明書配布時に説明を必要とする場合は事前に担当まで連絡すること。）
- ウ 方法： 希望者に無償配布する。

##### (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ア 受領期限： 平成23年8月22日（月）17時
- イ 提出場所： 5（1）に同じ。
- ウ 方法： 持参、郵送（必着）又は電子メール（pdf形式）

##### (4) 企画提案書の受領期間並びに提出場所及び方法

- ア 受領期限： 平成23年9月13日（火）17時
- イ 提出場所： 5（1）に同じ。
- ウ 方法： 持参又は郵送（必着）

## 6 その他

- ( 1 ) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- ( 2 ) 契約保証金 免除
- ( 3 ) 契約書作成の要否 要
- ( 4 ) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
- ( 5 ) 関連情報を入手するための照会窓口 5 ( 1 ) に同じ。
- ( 6 ) 区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- ( 7 ) 詳細は説明書による。